

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 27 年 1 月 6 日 (火) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 36 分

2. 開催場所 辰野町役場 1 階第 2 会議室

3. 出席委員 (16 人)

会長	1 番	尾坂 壽夫
会長職務代理者	2 番	赤羽 則子
委員	3 番	三浦 淳
	4 番	上島 貞章
	5 番	中村 智子
	6 番	足助 聰美
	7 番	下田 節子
	8 番	野澤 修一
	9 番	根橋 英男
	10 番	根橋 鉄雄
	11 番	竹淵 光雄
	12 番	宇治 昭三郎
	13 番	有賀 勝英
	14 番	宮原 光平
	15 番	小澤 浩矩
	16 番	栞澤 幸雄

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第 1 号 農地法の規定に基づく許可申請について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項

(1) 専決事項について

12 月許可決定の 4 条 1 件、5 条 4 件については、長野県農業会議から 12 月 15 日付けで許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した。

(2) 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出
その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 飯澤誠
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実
書記	役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

(開会)

<尾坂会長>

皆さん、あけましておめでとうございます。今年もひとつよろしく願いいたします。今年も1月1日は私も楽しみにしておりました初日の出が見られなくて残念でした。どこへいくんじゃないんですけれども私も家の東側から初日の出を見るのを毎年の行事としておるんですが、今年は残念ながら曇っていて見られなくて残念でした。大体7時33分か34分ころ出る予定でございましたが私にとりましては残念でございました。皆さんはすばらしい新年を迎えられたことと思います。昨年長野県においては自然災害が起きました、土砂災害やら噴火、地震等大きな自然災害がございました。幸いにも辰野町におきましては大きな災害もなく一年が過ごせてよかったなと思っております。農業関係では特にお米が7月の高温また、8月の低温とあわせて日照不足ということがございました。特に私の腕が悪いせいかと思っておりますけれども、今年のお米の質が若干落ちていのではないかなという気がしているところであります。皆さん方はよかったと思っておりますけれども、やはりあれだけの日照不足になると非常に一番いい時期になると、やっぱり問題が起こるかなと思っております。今年はそのことのないよう、期待するところでございます。また、ありとあらゆるというんですか、農地の大きな今年の占いを見ますと農作物につきましても平年並みというような結果が出ておりますのでそれらについては期待するところでございます。また、農業委員会におきましても半年が過ぎました。この間皆様のご協力によりましてスムーズにここまでこられまして御礼申し上げます。また、余すところあと一年とちょっとでございます。本年度のまた行事等ございませぬけれども引き続き皆様方とお話進めながら、味噌づくりもまた進めたいと思っておりますので、ご協力よろしく願いしたいなと思っております。また最後の年になりますので慰安旅行といえますか、ご苦勞の旅行をしたいと思っております。2泊3日、これまでの委員会では2泊3日が多々ございますので、我々も2泊3日くらいの予定で、1泊2日でもかまいませんけれども、会議に方向を出していただきながらまた昨年の旅行委員さんでも、早めに検討に入っていただき、方向性を出していただきたいなと思っておりますのでよろしく願いいたします。いずれにいたしましても本年度もいろいろ行事あるわけでございますので皆様方のご支援ご協力をお願いを申し上げまして簡単ではございますが挨拶いたします。よろしく願いいたします。

それでは、議事のほうを進行させていただきます。3番の、議事録の署名人の指名でございますが、3番の三浦委員、4番の上島委員、よろしく願いいたします。

続きまして4番の議事に入らせていただきます。議案第1号、農地法の規程に基づく許可について、事務局より説明をお願いいたします。

【議案第1号、3条の規定による許可について、1～2番朗読】

<足助事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。

大字伊那富…番地にお住まいのAさん所有の、大字伊那富字スクモ…、地目は田、面積1830㎡、大字伊那富字スクモ…、地目は田、面積126㎡、大字伊那富字北畑…、地目は畑、面積478㎡、以上3筆を、同居の妻でありますBさんが取得するものです。この農家世帯の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は31aで下限面積を超えております。今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、三浦委員と根橋鉄雄委員から意見書をいただいております。

<尾坂会長>

はい、では三浦委員のほうから詳細について説明をお願いいたします。

<3番三浦委員>

3番の三浦です。昨年10月10日、10番の根橋委員と現地を確認し説明を受けました。(場所の説明)詳細につきましてはただいま事務局のほうからご説明のあったとおりでございます。問題なしということで確認をいたしましたがお審議をよろしくお願いいたします。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。この件につきましてご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。妻のほうへ所有権移転ということでございます。(「異議なし」の声)異議なしということでございますのでこの件につきまして許可することといたします。どうもありがとうございました。それでは2番につきまして説明をお願いいたします。

<足助事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

伊那市中央…番地にお住まいのAさん所有の、大字伊那富字鞍掛…、地目は畑、面積309㎡を、大字伊那富…にお住まいのBさんが取得するものです。譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は35aで下限面積を超えております。今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、有賀委員と野澤委員から意見書をいただいております。

<尾坂会長>

はいどうもありがとうございました。では野澤委員、説明をお願いいたします。

<8番野澤委員>

8番野澤です。現在Aさんが、以前このしるしのある隣に住宅があり住んでいたわけでありすけれども、現在は伊那に住んでおまして、このBさんは、この近くに住んでおります。(地図により説明)そこに住んでおまして、経営面積も3000㎡を超えておりますし、近くに新たに土地を求めて農業をやるということでもありますので、これは許可しても差し支えないと判断したところでございます。以上です。

<尾坂会長>

ただいま説明がございましたが、この件につきましてのご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。「なし」の声はい、地元の人への移転ということでございます。異議なしということでございますので、この件につきまして許可することといたします。次に第4条よろしく申し上げます。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

<足助事務局次長>

それでは4条であります。

1番ですが、11月の総会にてご審議いただき許可相当と判断いただいた件ですが、その後所有者が亡くなられたことにより申請の取り下げと、当時譲受人が相続により申請地を取得したため改めて4条申請が出てまいりました。変更点は申請人のみですが

説明します。大字上島…にお住まいの A さん所有の、大字上島字渡戸…、地目は田、面積 538 m²を、駐車場とするための申請でございます。申請人は自宅で整体院の開院を計画しており通院患者の駐車場として18台分の駐車場を新設したい計画でございます。申請地はいずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地の区域内であり農地法第4条第2項第2号の消極的 2 種農地にあたりますが、借地することも含め検討しましたが話がまとまらず他に適地もなく、位置的代替性がないことから許可はやむをえないと判断いたします。現地委員さんの説明は省略させていただきます。以上、ご審議をよろしく申し上げます。

<尾坂会長>

はい、ただいま事務局から説明がございましたけれども、すでに 11 月の総会におきましてこの件につきまして、5 条でしたか、5 条で出ていたところを相続の関係で 5 条でなくて本人が申請して駐車場にするということでございますので、この件につきましては一応許可してございますので、名義変更ということで相続により名義変更でございますので、この件について許可したいと思っておりますのでご意見ありましたらお願いいたします。（「異議なし」の声）異議なしということでございますのでこの件につきましては許可することといたします。2 番につきまして申し上げます。

<足助事務局次長>

2 番、大字平出…にお住まいの A さんが、自身の所有農地であります、大字赤羽…、地目は田、面積 706 m²に、植林をし山林とするための申請でございます。申請者は、過去にとある業者に資材置き場として貸すため農地法5条の許可を受けておりましたが、業者が行き先不明となったことから資材等を撤去し農地として利用しようと思いましたが、山際であり日照もよくないことから、ヒノキ80本を植林し山林としたい計画です。申請地はいずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地の区域内であり農地法第4条第2項第2号の消極的 2 種農地にあたりますが、位置的代替性がないことから許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては、下田委員、桑澤委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、この件につきまして下田委員のほうから説明をお願いいたします。

<7 番下田委員>

7番下田です。昨年桑澤委員と現地を見ました。この上に堤ができたりして左右には木が20メートル以上のが生えて囲まれていて農作物を作っても何もできないということでヒノキを植えるということです。(場所の説明)本当に山の中ですので、よろしくお願いいたします。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。この件は農地を山林にするということでもって許可するということですね。農地で周囲は大きな林で農地にしておくのが厳しいということでございますので山林としてやりたいということでございますが、この件につきましてのご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。「なし」の声)、もうすでに周囲が森林化されているということでございますので、森林にするのがいいかと思えます。ご意見ご質問等ございませんのでこの件につきまして許可することといたします。3番についてお願いいたします。

<足助事務局次長>

3番、大字赤羽…にお住まいのAさんが、自身の所有農地であります、大字赤羽…、地目は畑、面積85㎡を、宅地の拡張をするための申請でございます。申請地は申請者の住宅に隣接しており昭和48年にすでに物置小屋等建てられておりましたが転用申請がされておらず、この度追認許可ということで申請が出てまいりました。申請地はいずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地の区域内であり農地法第4条第2項第2号の消極的2種農地にあたりますが、集落に接続しておりまた位置的代替性もないことから許可はやむをえないと判断いたします。また宅地の全体面積が500㎡を超えてしまいますが申請の内容や周囲の状態からこれもやむをえないものと思われまます。この件につきましては、下田委員、赤羽代理から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。この件につきまして下田委員お願いいたします。

<7番下田委員>

7番の下田です。(場所の説明)もうすでに20年以上あるいは30年以上前に物置ができていても固定資産税も払っているようです。ただ地図上赤になっていたのも私のほうで手続きをしてほしいということで申請を出しましたのでよろしくお願いいたします。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。もうすでに倉庫として使っているという場所だそうでございます。この件につきましてご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。「なし」の声)もうすでにそういう形で使用しているようでございます。異議なしということでございますのでこの件につきまして許可することいたします。次に第5条お願いいたします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～4番朗読】

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、所有権の移転でございます。東京都八王子市中野上町二丁目…にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富字上原…、地目は畑、面積213㎡と、大字伊那富字上原…、地目は畑、面積213㎡、以上2筆を、大字伊那富…番地のBさんとCさんが共有名義で取得し、住宅を新築したいという計画でございます。申請人は結婚を機に新築住宅を建てたい計画ですが、将来親の面倒を見るため両親の住む実家近くである申請地を取得し住宅を建てたいという計画です。申請地は第1種住居地域の用途地域内であり、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地でありますので原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、宮原委員、上島委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、ありがとうございました。この件につきまして宮原委員説明をお願いいたします。

<14番宮原委員>

(場所の説明)町道が通ってまして上下水道も埋設されていてその点では問題ないと、それから杭ですけれども境の杭ですけれどもこれも問題ないので住宅地にしても差し支えないということで見えてまいりました。ご審議をお願いいたします。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。住宅地の売買でございますがこの件につきまして、ご意見ご質問等ございましたらお願いします。宅地に囲まれている畑でございます。この件につきまして、いかがですかね。「なし」の声)はい、異議なしということでご

ございますのでこの件につきまして許可することといたします。続きまして2番お願いいたします。

<足助事務局次長>

2番は、こちらも11月にて審議いただき許可相当と判断いただいた件ですが、その後諸事情により当初の申請人が転用目的を達成できなくなったことから、計画変更申請と、新たに別の申請人で申請が出てまいりましたので説明をさせていただきます。

2番、所有権の移転でございます。東京都中央区佃二丁目…のAさんが所有いたします、大字辰野字羽場…、地目は畑、面積16㎡を、大字辰野…にお住まいのBさんが取得し宅地への通路とする計画でございます。譲受人はこのたび自己の住宅を新築するため宅地を購入しましたが、宅地と町道の間には町道新設時に残地となった申請地があるため、当該地を取得し宅地への通路、住宅敷地とする計画でございます。申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。現地委員さんの説明は省略させていただきます。以上、計画変更申請も合わせ、ご審議をよろしく申し上げます。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。当初の転用者ができないということで承継者変更ということでございます。すでに11月総会において許可しておりますのでこの件につきまして何かご意見ご質問等なければ許可したいと思っております。(「なし」の声)承継者変更でございますので土地そのものに対しましてはいいということで許可することにいたします。ありがとうございました。続きまして3番に就きましてお願いいたします。

<足助事務局次長>

3番、使用貸借権の設定でございます。大字平出…にお住まいのAさんが所有いたします、大字平出…、地目は畑、面積236㎡を、大字平出…にお住まいのBさんが使用貸借し、住宅を新築するための申請でございます。借受人は所有者と親子であり、現在借家に家族と暮らしておりますが手狭となったため、父所有の実家隣接の申請地を使用貸借し自己の住宅を新築したい計画でございます。申請地は準工業地域の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては赤羽代理、桑澤委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。それでは赤羽代理、説明をお願いいたします。

<赤羽会長職務代理人>

2番赤羽が立会いの説明をさせていただきます。昨年12月12日に桑澤委員と、またAさん、地主さんですね、その方とこの土地の立会いをさせていただきました。(場所の説明)入る道路なんですけれど、このAさんのお家のすぐ横というか裏ですね、今回の土地との間に車庫があります。車庫兼物置というか、ありますけれども、そこを取り払って通路にしたいということです。そして回りはきちっとした区画に分かれておりますので入り口との境界線は大丈夫ということも確認できました。取り付け道路、上下水道、いろいろな条件がクリアできておりますので、許可することに判をつかせていただきました。ご審議のほどお願いいたします。

<尾坂会長>

はいどうもありがとうございました。この件につきましてご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。「なし」の声)異議なしということでございますのでこの件につきまして許可することといたします。どうもありがとうございました。次に4番お願いいたします。

<足助事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。所有者Aの破産管財人であり、伊那市西町5014-1 アザレア法律事務所弁護士伊藤浩平さんから、大字小野字大庭…、地目は畑、面積435㎡を、宮城県多賀城市東田中一丁目…のBさんが取得し、住宅敷地を拡張したいという計画でございます。申請人申請地隣接に自身の共有名義の土地建物があり、そこに親族が居住していることと、その建物が一部申請地にもかかっていることから、申請地を取得し住宅敷地を拡張したいという計画です。宅地の全体面積が1272.49㎡となりますが、申請の内容からやむを得ないと思われ、宅地として拡張後も残地は家庭菜園として利用する計画です。申請地は上下水道が埋設された道路沿道でおおむね500メートル以内に2つ以上の公共公益的施設、小野保育園と両小野小学校がありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地あたり、原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、宇治委員、小澤委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、この件につきまして宇治委員、お願いいたします。

<12 番宇治委員>

それでは説明させていただきます。昨年の12月15日にですね、小澤委員と所有者のAさんと現地を確認しました。(場所の説明)地籍調査も済んでおりまして、前の道がすぐに旧道に出ます。上下水道も完備しておりますのでご審議をお願いいたします。

<尾坂会長>

はいどうもありがとうございました。これ譲受人が宮城県。住んでる人は親族なの。

<千田書記>

土地建物の所有者は宮城県でその建物に住んでいるのは所有者の親族、おいが住んでいるそうです。所有者同士も親族です。

<尾坂会長>

分かりました。住んでいるのはAさんの親族ということです。この件につきましてご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。(「異議なし」の声)Bさんという人は宮城県の人でその親族の人が住んでいると。住んでいる人の名前にはしないのですか。

<千田書記>

この住んでいる土地と建物が酒井さんの名前なので、隣も酒井さんの名前にしたいと。

<尾坂会長>

若干複雑なようでございますが、いいようでございますので許可することにいたします。ありがとうございました。次に、議案第2号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について、事務局から説明お願いいたします。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<足助事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計 28 件、47 筆、面積は 56147 m²です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

<尾坂会長>

ただいま説明がございました。利用権管理台帳に基づいてでございますが、この件につきまして何か質問ありましたらお願いいたします。それではないようでございますので利用権を設定したいと思いますのでよろしく申し上げます。次に報告事項に入らせていただきます。(1)専決事項についてあわせて(2)と、あわせて説明お願いいたします。

報告事項

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思います、12月許可決定の4条1件、5条4件につきましては、長野県農業会議から12月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

次に、農地法第18条第6項の規定による通知書について、合意解約であります、3件、議案書の通りでございます。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。報告事項は以上でございます。

<尾坂会長>

はい、ただいま報告事項について説明がございましたがこの件につきまして何か質問等ございましたらお願いします。報告事項でございますので意見がなければ終わりにしたいと思います。では5番のその他、お願いいたします。

その他

○農業功績者表彰について(資料 No.1)足助事務局次長説明

瀬戸ライスファーム(瀬戸真一さん)

○耕作放棄地全体調査について(資料 No.2)足助事務局次長説明

○平成26年農地申請集計について(資料 No.3)千田説明

○今後の日程(資料 No.4)

・1/8(木)表彰選考委員会・農業名人認定委員会

(伊那市・会長、事務局長出席)

- ・1/21(水) 農業委員会活動活性化セミナー(松本市・全員)
- ・1/29(木) 女性農業委員の会上伊那支部総会
(箕輪町・会長、代議員、女性委員)
- ・2/20(金) 農業者年金・ライフプラン研修会(長野市・出席者未定)
- ・2/26(木) 第2回県女性農業委員の会研修会(岡谷市・女性委員)
- ・2/24(火) または 3/3(火) 上伊那ファーマーズのつどい
(伊那市・全員出席)

○その他

味噌づくり事業(資料 No.5) 有賀農地部長説明

農業委員会委員選挙人名簿搭載申請書 千田説明

審査 1/21(水) 午前 8 時 30 分～ 役場第 2 会議室

10 時 00 分町バス役場発

(小澤委員からの質問)

活性化セミナー後の新年会の送迎はどうなっているか

→会場であるかやぶきの館に確認をする

味噌づくりの決算報告はないのか

→例年通り、4 月以降にならないと水田利活用交付金が入金されないため新年度に

味噌づくりはまたやるのか

→12 月の総会で話し合い、やる方向で決定している

旅行についておおよその予想を立てるべき

→時期と方向を 1/21 か 2 月総会までに意見を、ということで異議なし決定

○次回委員会開催日 2 月 6 日(金)

(閉会)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証
するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印